

令和7年度 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業の概要

1 目的

訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の労働環境の改善を図るため、小規模な訪問看護ステーション等が新たに事務職員を雇用し、看護職員の事務負担を軽減することで、看護職員が専門業務に注力できる環境を整備することを支援し、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図る。

2 補助対象事業者の要件

要件	内 容
事業者	① 介護保険法第41条1項本文の指定を受けている者で、同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者（ <u>※みなし指定の病院及び診療所は含まれません。</u> ）又は同法第42条の2本文の指定を受けた者で同法第8条第23講第1号に規定する複合型サービスを行う事業者であること。 ② 対象となる訪問看護ステーション等の所在地が都内であること ③ 指定から1年以内であり、 <u>新たに事務職員を雇用する訪問看護ステーション等</u> であること。 ④ 訪問看護ステーションにおいては、管理者・指導者研修「基礎実務コース」「経営安定コース」の修了者が当該事業所に在籍していること。（当該年度終了可。管理者の受講が望ましい。）
実地指導等	当該訪問看護ステーション等に、都の実地指導等で指摘があった場合は、その改善状況報告書が都へ提出され、改善が確認されていること。
運営体制	訪問看護ステーションにおいては、 <u>緊急時訪問看護加算の届出を行っていること。（24時間体制強化加算の届出も可。）</u>
地域連携の取組	<u>地域の関係事業所等との連携を推進するための取組を行うこと。</u>

3 対象経費

項目	対象経費	上限額	補助率
事務職員給与費	新たに雇用する事務職員の人件費 （給料、報酬、賃金、法定福利費、福利厚生費、賞与及び手当含。）	1,163円(時)	10/10
交通費	訪問看護ステーションが負担する事務職員の交通費	800円(日)	

※ただし、令和6年度本事業により配置した場合は、配置の日から起算して1年以内までにかかる経費。

4 事務職員の雇用条件

- 事務職員の勤務場所は当該訪問看護ステーション等であること。
- 事務職員が従事する業務は、当該訪問看護ステーション等における事務業務であること。
- 事務職員の雇用日が、原則、ステーション等の指定日から起算して1年以内であること。
- 事務職員は、雇用日から原則1年以上当該訪問看護ステーション等に勤務する見込みがあること。